

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村	1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村

- | | |
|--|--|
| (1) 略 | |
| (2) 第17条第2項において準用する第7条第 <u>3項</u> の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定 | |
| 略 | |

- | | |
|--|--|
| (1) 略 | |
| (2) 第17条第2項において準用する第7条第 <u>2項</u> の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定 | |
| 略 | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。